

令和5年度  
財政援助団体等監査報告書

長野県監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、令和 5 年度  
財政援助団体等の監査の結果に関する報告書を、次のとおり提出します。

令和 6 年 2 月 13 日

|         |         |
|---------|---------|
| 長野県監査委員 | 増 田 隆 志 |
| 同       | 青 木 孝 子 |
| 同       | 柄 澤 千恵子 |
| 同       | 山 岸 喜 昭 |

## 目 次

|        |                         |    |
|--------|-------------------------|----|
| 第1     | 監査の概要                   | 1  |
| 1      | 監査の目的                   | 1  |
| 2      | 対象年度                    | 1  |
| 3      | 対象団体及び実施期間              | 1  |
| 4      | 実施状況                    | 1  |
| 第2     | 監査結果の概要                 | 2  |
| 1      | 監査結果の区分                 | 2  |
| 2      | 監査結果に添える意見              | 2  |
| 3      | 監査結果の概要                 | 2  |
| 4      | 監査対象団体・所管部局ごとの監査結果の概要   | 3  |
| 第3     | 監査対象団体ごとの監査結果及び意見       | 6  |
| 1      | 実地監査                    | 6  |
| No. 1  | 長野県道路公社                 | 6  |
| No. 2  | しなの鉄道株式会社               | 7  |
| No. 3  | 公益財団法人長野県産業振興機構         | 8  |
| No. 4  | 一般財団法人長野県文化振興事業団        | 9  |
| No. 5  | 公益財団法人長野県農業開発公社         | 11 |
| No. 6  | 公益財団法人長野県暴力追放県民センター     | 12 |
| No. 7  | 公益社団法人長野県トラック協会         | 13 |
| No. 8  | 一般社団法人長野県山岳協会事業管理       | 14 |
| 2      | 書面監査                    | 15 |
| No. 9  | 長野県住宅供給公社               | 15 |
| No. 10 | 一般財団法人長野県林業用苗木安定基金協会    | 16 |
| No. 11 | 株式会社長野協同データセンター         | 17 |
| No. 12 | 長野県土地開発公社               | 18 |
| No. 13 | 一般財団法人塩尻・木曾地域地場産業振興センター | 19 |
| No. 14 | 公益財団法人南信州・飯田産業センター      | 20 |
| No. 15 | 一般社団法人長野市医師会（長野看護専門学校）  | 22 |
| No. 16 | 学校法人東海大学（東海大学付属諏訪高等学校）  | 23 |
| No. 17 | 学校法人篠ノ井学園（長野俊英高等学校 他）   | 24 |
| No. 18 | 一般社団法人長野県商工会議所連合会       | 25 |
| No. 19 | 茅野商工会議所                 | 27 |
| No. 20 | 戸倉上山田商工会                | 28 |
| No. 21 | 長野県競技力向上対策本部            | 29 |
| No. 22 | 信州キャンペーン実行委員会事務局        | 30 |
| No. 23 | パラウエーブNAGANO実行委員会       | 31 |
| 第4     | 県出資等外郭団体に共通する意見         | 32 |
| 第5     | 所管部局に対する監査結果及び意見        | 33 |
| 1      | 指摘事項                    | 33 |
| 2      | 指導事項                    | 33 |
| 3      | 検討事項                    | 33 |
| 4      | 意見                      | 33 |

# 第1 監査の概要

## 1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定並びに長野県監査委員監査基準及び監査実施要綱に基づき、県が財政援助等を行っている団体の出納その他の事務の執行で当該財政援助等に係るものについて、適正で合理的かつ効率的に執行されているかという観点から、監査を実施しました。

## 2 対象年度

令和4年度執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象としました。

## 3 対象団体及び実施期間

県から財政援助等を受けた次の基準に該当する団体の中から、過去の監査の実施状況等を踏まえて23団体を選定し、令和5年9月6日から12月18日までの間に実施しました。

### 【監査対象団体選定基準】

- (1) 県から1,000万円以上の補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政援助を受けている団体  
(但し、補助金等が1,000万円未満の団体についても、必要に応じて選定する。)
- (2) 県から資本金等の4分の1以上の出資又は出捐を受けている団体
- (3) 県から1,000万円以上の債務保証（借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの）を受けている団体
- (4) 県から1,000万円以上の指定管理料を受けて公の施設の管理を委託されている団体

## 4 実施状況

- (1) 監査対象23団体のうち8団体は実地監査を、15団体は書面監査を実施しました。

| 区 分                             | 実地監査 | 書面監査 | 合 計  |
|---------------------------------|------|------|------|
| 出資（出捐を含む。以下同じ）団体 <sup>(注)</sup> | 6団体  | 6団体  | 12団体 |
| 補助金、負担金、交付金等交付団体                | 1団体  | 9団体  | 10団体 |
| 指定管理者                           | 1団体  | —    | 1団体  |
| 計                               | 8団体  | 15団体 | 23団体 |

(注) ・出資団体には、出資の他に損失補償や補助金等複数の財政援助を受けている団体を含みます。以下同じ。

- (2) 実地監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象団体に出向いて提出された監査資料等の内容を確認するとともに、関係者からの説明を聞き取るなどの方法により実施しました。
- (3) 書面監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査資料等の内容を確認するなどの方法により実施しました。

## 第2 監査結果の概要

### 1 監査結果の区分

監査を実施した結果、対象団体及び所管部局に対して改善等を求める場合、以下の区分に整理して通知しました。

#### (1) 指摘事項

明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの。

#### (2) 指導事項

指摘には至らないが改善を要するもの。

#### (3) 検討事項

制度又は運用の改善の検討を求めるもの、統一的な指導を求めるもの。

### 2 監査結果に添える意見

地方自治法第199条第10項の規定により、県の組織及び運営の合理化に資するため、監査結果の報告に添えて意見を提出しました。

### 3 監査結果の概要

(1) 監査を実施した結果、指摘事項は1団体に対して1件、指導事項は10団体に対して23件、検討事項は11団体に対して18件及び1部局に対して1件、意見は2団体に対して2件ありました。団体区分別の内訳は、下表のとおりです。

| 団体区分     | 監査対象 | 指摘事項  | 指導事項    | 検討事項    | 意見    |
|----------|------|-------|---------|---------|-------|
| 出資団体     | 12団体 | 1団体1件 | 6団体13件  | 7団体9件   | 1団体1件 |
| 補助金等交付団体 | 10団体 | —     | 4団体10件  | 4団体9件   | 1団体1件 |
| 指定管理者    | 1団体  | —     | —       | —       | —     |
| 計        | 23団体 | 1団体1件 | 10団体23件 | 11団体18件 | 2団体2件 |
| 所管部局     | —    | —     | —       | 1部局1件   | —     |

(2) 指摘事項等の分野別の内訳は、下表のとおりです。

「団体運営、定款等各種規程関係」が31件と最も多く、次いで、「決算、会計処理関係」及び「事業執行関係、その他」が各7件ありました。

| 指摘事項等の分野       | 指摘事項  | 指導事項   | 検討事項           | 意見    |
|----------------|-------|--------|----------------|-------|
| 団体運営、定款等各種規程関係 | —     | 8団体14件 | 10団体15件        | 2団体2件 |
| 決算、会計処理関係      | —     | 5団体6件  | 1団体1件          | —     |
| 事業執行関係、その他     | 1団体1件 | 2団体3件  | 2団体2件<br>1部局1件 | —     |

#### 4 監査対象団体・所管部局ごとの監査結果の概要

##### (1) 実地監査実施団体

| No | 団体名                              | 指摘事項、指導事項、検討事項及び意見   |   |
|----|----------------------------------|--|---|
|    |                                  | 団 体  | 所 管 部 局                                   |
| 1  | 長野県道路公社<br>(P7)                  | —  | —   |
| 2  | しなの鉄道株式会社<br>(P8)                | —  | —   |
| 3  | 公益財団法人長野県産業<br>振興機構<br>(P9)      | —  | —   |
| 4  | 一般財団法人長野県文化<br>振興事業団<br>(P10)    | <b>【指摘事項】</b><br>1 車両の適正な管理<br><br><b>【指導事項】</b><br>1 条例に規定のない利用料金の收受<br>2 所蔵作品の適正な管理<br>3 会計システム管理者の任命<br><br><b>【検討事項】</b><br>1 公益法人会計基準（平成 20 年改正）<br>の適用 | —   |
| 5  | 公益財団法人長野県農業<br>開発公社<br>(P11)     | <b>【指導事項】</b><br>1 正確な財務諸表の作成  | —   |
| 6  | 公益財団法人長野県暴力<br>追放県民センター<br>(P12) | <b>【指導事項】</b><br>1 定款の改正<br>2 事務局長の任命<br>3 役員及び評議員の報酬並びに費用に<br>関する規程の改正<br><br><b>【検討事項】</b><br>1 理事長（代表理事）の選定   | —   |
| 7  | 公益社団法人長野県トラ<br>ック協会<br>(P13)     | <b>【指導事項】</b><br>1 経理規程の改正等<br>2 役員の選任決議<br>3 財務諸表に対する注記   | —   |
| 8  | 一般社団法人長野県山岳<br>協会事業管理<br>(P14)   | —  | <b>【検討事項】</b><br>1 備品登録されていない<br>物品の適切な管理 |

(注) ・「指摘事項、指導事項、検討事項及び意見」欄の「—」は指摘事項等がなかったことを示す。次表も同じ。

(2) 書面監査実施団体

| No | 団体名                                      | 指摘事項、指導事項、検討事項及び意見  |         |
|----|--|---|---------|
|    |  | 団 体   | 所 管 部 局 |
| 9  | 長野県住宅供給公社<br>(P15)                       | <b>【検討事項】</b><br>1 理事会における委任状の取り扱い<br><br><b>【意見】</b><br>1 内部統制の充実<br>(県出資等外郭団体共通)                                      | —       |
| 10 | 一般財団法人長野県林業<br>用苗木安定基金協会<br>(P16)        | —   | —       |
| 11 | 株式会社長野協同データ<br>センター<br>(P17)             | <b>【検討事項】</b><br>1 内部規程の整備  | —       |
| 12 | 長野県土地開発公社<br>(P18)                       | <b>【指導事項】</b><br>1 財務規程の改正<br>2 社会保険料個人負担分の会計処理<br><br><b>【検討事項】</b><br>1 常勤理事の報酬(給与)<br>2 総務理事に係る規定                    | —       |
| 13 | 一般財団法人塩尻・木曾<br>地域地場産業振興センタ<br>ー<br>(P19) | <b>【指導事項】</b><br>1 利益相反取引の承認<br><br><b>【検討事項】</b><br>1 評議員及び役員の選任(欠格事由確<br>認)   | —       |
| 14 | 公益財団法人南信州・飯<br>田産業センター<br>(P20)          | <b>【指導事項】</b><br>1 現金の取扱い<br>2 役員変更登記<br>3 利益相反取引の承認<br><br><b>【検討事項】</b><br>1 理事長(代表理事)の選定<br>2 評議員及び役員の選任(欠格事由<br>確認) | —       |
| 15 | 一般社団法人長野市医師<br>会<br>(P22)                | <b>【指導事項】</b><br>1 書面による理事会決議<br>2 出納責任者等の任命<br><br><b>【検討事項】</b><br>1 会計監査人の取り扱い                                       | —       |
| 16 | 学校法人東海大学<br>(P23)                        | —   | —       |

| No | 団体名                            | 指摘事項、指導事項、検討事項及び意見   |         |
|----|--------------------------------|--|---------|
|    |                                | 団 体  | 所 管 部 局 |
| 17 | 学校法人篠ノ井学園<br>(P24)             | —  | —       |
| 18 | 一般社団法人長野県商工会議所連合会<br>(P25)     | <b>【指導事項】</b><br>1 監事の監査報告<br>2 役員の選任決議<br>3 書面決議に係る理事会議事録<br>4 決算の理事会承認<br><br><b>【検討事項】</b><br>1 会計処理規程等の改正<br>2 事業計画及び収支予算<br><br><b>【意 見】</b><br>1 会計不正の再発防止 | —       |
| 19 | 茅野商工会議所<br>(P27)               | <b>【指導事項】</b><br>1 商工業者法定台帳（法定台帳）の訂正   | —       |
| 20 | 戸倉上山田商工会<br>(P28)              | —  | —       |
| 21 | 長野県競技力向上対策本部<br>(P29)          | <b>【検討事項】</b><br>1 予算の編成及び執行<br>2 会計年度と出納閉鎖  | —       |
| 22 | 信州キャンペーン実行委員会事務局<br>(P30)      | <b>【検討事項】</b><br>1 役員の選任<br>2 総会の運用等に係る規約<br>3 実行委員会議の運用等に係る規約<br>4 会計年度と出納閉鎖  | —       |
| 23 | パラウェーブNAGANO<br>実行委員会<br>(P31) | —  | —       |



### 第3 監査対象団体ごとの監査結果及び意見

#### 1 実地監査

|                |                               |  |                              |                                    |
|----------------|-------------------------------|--|------------------------------|------------------------------------|
| 監査団体名          | 長野県道路公社                       |  |                              | No. 1                              |
| 団体所在地          | 長野市大字南長野字幅下 667-6 長野県土木センタービル |  |                              |                                    |
| 監査年月日          | 令和5年11月1日                     | 所管部局                                   | 建設部                          |                                    |
| 団体の概要          | 代表者                           | 理事長 関昇一郎                               |                              |                                    |
|                | 設立年月日                         | 昭和47年9月1日                              | 資本金等                         | 出資金 17,800,344,000円                |
|                | 主な事業の内容                       | 1 志賀中野、白馬長野及び五輪大橋有料道路の維持管理             |                              |                                    |
|                | 令和4年度決算状況                     | 収益 1,149,717,795円<br>費用 1,149,717,795円 | 当年度償還準備金等繰入額<br>当年度末償還準備金等残高 | △22,774,873,208円<br>5,628,894,292円 |
| 監査対象<br>(財政援助) | 1 出資金 (県出資割合 100%)            |  |                              | 17,800,344,000円                    |
| 監査結果           | 指摘事項等はありませんでした。               |  |                              |                                    |

|                |   |   |                   |                          |
|----------------|---|---|-------------------|--------------------------|
| 監査団体名          | しなの鉄道株式会社   |   |                   | No. 2                    |
| 団体所在地          | 上田市常田1-3-39   |   |                   |                          |
| 監査年月日          | 令和5年11月2日   | 所管部局  | 企画振興部             |                          |
| 団体の概要          | 代表者   | 代表取締役社長 土屋 智則                                       |                   |                          |
|                | 設立年月日   | 平成8年5月1日  | 資本金等              | 資本金 2,420,450,000円       |
|                | 主な事業の内容   | 1 旅客鉄道事業<br>2 貨物鉄道事業<br>3 旅行業<br>4 倉庫業<br>5 駐車場業 ほか |                   |                          |
|                | 令和4年度決算状況   | 収益 5,631,375千円<br>費用 5,659,844千円                    | 当期純損失<br>当期末利益剰余金 | △28,470千円<br>1,137,825千円 |
| 監査対象<br>(財政援助) | 1 出資金 (県出資割合 73.6%) 1,781,950,000円<br>2 補助金 320,222,380円<br>(1) 2021年度地域鉄道安全性向上事業費補助金 17,862,000円<br>(2) 2022年度地域鉄道安全性向上事業費補助金 75,000円<br>(3) 2022年度地域鉄道安全性向上事業費補助金 192,775,000円<br>(4) 2022年度地域鉄道安全性向上事業費補助金 49,154,000円<br>(5) 2022年度地域鉄道動力費高騰対策等経営支援事業補助金 50,356,380円<br>(6) 2022年度利用者にやさしい駅舎の整備事業補助金 10,000,000円<br>3 損失補償契約に基づく補償 590,000,000円<br>(1) 令和4年度長期借入金 590,000,000円<br>(令和4年度末補償残高 4,007,788,000円) |   |                   |                          |
| 監査結果           | 指摘事項等はありませんでした。   |   |                   |                          |

|                |   |   |                        |                                  |
|----------------|---|---|------------------------|----------------------------------|
| 監査団体名          | 公益財団法人長野県産業振興機構   |   |                        | No. 3                            |
| 団体所在地          | 長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター   |   |                        |                                  |
| 監査年月日          | 令和5年11月9日   | 所管部局  | 産業労働部                  |                                  |
| 団体の概要          | 代表者   | 理事長 山浦 愛幸   |                        |                                  |
|                | 設立年月日   | 令和4年4月1日  | 資本金等                   | 基本財産 6,635,169,700円              |
|                | 主な事業の内容   | 1 技術革新による地域産業の高度化や新産業の創出の促進に関する事業<br>2 製品開発及び販路開拓の支援に関する事業<br>3 企業経営に係る相談に対する助言に関する事業<br>4 企業再生や事業承継の支援に関する事業<br>5 下請取引のあっせんに関する事業 ほか |                        |                                  |
|                | 令和4年度決算状況   | 収益 2,856,482,054円<br>費用 1,287,992,506円  | 当期正味財産増減額<br>当期末正味財産残高 | 1,568,489,548円<br>7,081,398,633円 |
| 監査対象<br>(財政援助) | 1 出資金 (県出資割合 43.4%) 2,355,000,000円<br>2 補助金 571,440,568円<br>(1) 長野県産業振興機構運営費補助金 533,539,294円<br>(2) 長野県地域課題解決型創業支援事業補助金 37,901,274円<br>3 負担金 20,776,796円<br>(長野県上海事務所運営経費負担金) |   |                        |                                  |
| 監査結果           | 指摘事項等はありませんでした。   |   |                        |                                  |

|                |  |  |                        |                               |
|----------------|--|--|------------------------|-------------------------------|
| 監査団体名          | 一般財団法人長野県文化振興事業団   |  |                        | No. 4                         |
| 団体所在地          | 長野市若里1-1-3 長野県県民文化会館   |  |                        |                               |
| 監査年月日          | 令和5年11月16日   | 所管部局   | 県民文化部                  |                               |
| 団体の概要          | 代表者  | 理事長 吉本 光宏  |                        |                               |
|                | 設立年月日  | 昭和54年9月12日   |                        |                               |
|                | 主な事業の内容  | 1 指定管理者の指定を受けた以下の施設の管理運営<br>ア 長野県県民文化会館<br>イ 長野県伊那文化会館<br>ウ 長野県松本文化会館<br>エ 長野県立美術館<br>オ 長野県飯田創造館<br>2 芸術文化の振興に関する事業<br>3 長野県埋蔵文化財センターの管理運営<br>4 埋蔵文化財の調査、研究、保護思想の普及 ほか |                        |                               |
|                | 令和4年度決算状況  | 収益 2,885,895,995 円<br>費用 2,810,647,721 円   | 当期正味財産増減額<br>当期末正味財産残高 | 75,248,274 円<br>592,314,059 円 |
| 監査対象<br>(財政援助) | 1 出資金 (県出資割合 100%) 20,000,000 円<br>2 指定管理料 1,209,683,000 円<br>(1) 長野県県民文化会館 (ホクト文化ホール) 245,553,000 円<br>(2) 長野県伊那文化会館 200,231,000 円<br>(3) 長野県松本文化会館 (キッセイ文化ホール) 234,038,000 円<br>(4) 長野県立美術館 497,581,000 円<br>(5) 長野県飯田創造館 32,280,000 円<br>3 負担金 97,253,208 円<br>(1) アーツカウンシル事業 86,173,488 円<br>(2) 若手芸術家支援・育成事業 1,436,000 円<br>(3) 信州アート・サンタプロジェクト推進事業 120,720 円<br>(4) 松本文化会館開館30周年記念事業 5,523,000 円<br>(5) 芸術鑑賞促進事業 (長野県伊那文化会館) 4,000,000 円 |  |                        |                               |
| 監査結果           | <b>【指摘事項】</b><br>1 車両の適正な管理<br>指定管理施設 (長野県立美術館) において、令和3年度及び4年度に、県から貸し付けを受けている車両を自動車検査証等の有効期限が切れている期間に運行しました。これは、道路運送車両法及び自動車損害賠償保障法に違反していますので、管理体制を強化して再発防止を徹底してください。<br><br><b>【指導事項】</b><br>1 条例に規定のない利用料金の收受<br>指定管理施設 (長野県飯田創造館) において、令和2年度から令和4年度に長野県都市公園条例に規定のない利用料金を31件、44,360円收受していました。当該利用料金の設定は、当該年度の事業計画書に記載して県所管課の承認を受けていましたが、自らの判断で收受した利用料金を返還し、令和5年度から收受しないように是正しました。引き続き再発防止に努めてください。<br><br>(次頁へ続く)                           |  |                        |                               |

|             |  |
|-------------|--|
| <b>監査結果</b> | <p style="text-align: center;">(前頁から続き)</p> <p>2 所蔵作品の適正な管理<br/> 指定管理施設（長野県立美術館）において、令和3年に所蔵作品「霧の彫刻」が第三者により撮影され、作家の意に反する編集を経てその映像が公開される事案が発生した際に、作家から県立美術館の対応が不適切である旨の指摘を受け、協議の結果、令和5年4月に和解しました。今後は、自らが定めた再発防止策を徹底し、特に作家の意向を尊重して良好な関係を維持するよう努め、所蔵作品の適正な管理に努めてください。</p> <p>3 会計システム管理者の任命<br/> 財務規程第9条第3項において、「会計システムの適正な運行管理を行うため、会計システム管理者を置く」と規定していますが置いていませんので、財務規程に従って任命してください。</p> <p><b>【検討事項】</b></p> <p>1 公益法人会計基準（平成20年改正）の適用<br/> 現在、平成16年の公益法人会計基準を適用していますが、平成20年に新たな会計基準が定められています。県の全額出資法人であり、財務状況の透明性等を確保するため、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準である新たな会計基準の適用を検討してください。</p> |
|-------------|--|

|                |  |  |                        |                             |
|----------------|--|--|------------------------|-----------------------------|
| 監査団体名          | 公益財団法人長野県農業開発公社  |  |                        | No. 5                       |
| 団体所在地          | 長野市大字南長野北石堂町 1177-3 JA長野県ビル  |  |                        |                             |
| 監査年月日          | 令和5年11月1日  | 所管部局   | 農政部                    |                             |
| 団体の概要          | 代表者  | 理事長 小林 安男  |                        |                             |
|                | 設立年月日  | 昭和45年6月2日  | 資本金等                   | 出資金 159,000,000円            |
|                | 主な事業の内容  | 1 農業経営の規模拡大及び農地の集団化のための農地中間管理に関する事業及び農地売買支援に関する事業<br>2 農地の整備に関する事業<br>3 農地の管理に関する事業<br>4 農地売買支援を促進するための資金の貸付けに関する事業<br>5 農作業の受委託の促進に関する事業 ほか |                        |                             |
|                | 令和4年度決算状況  | 収益 1,414,428,321円<br>費用 1,399,643,278円   | 当期正味財産増減額<br>当期末正味財産残高 | 14,785,043円<br>245,086,974円 |
| 監査対象<br>(財政援助) | 1 出資金 (県出資割合 100%) 159,000,000円<br>2 補助金 237,857,318円<br>(1) 農地集積・集約化促進事業補助金 237,857,318円<br>3 損失補償契約に基づく補償 207,416,100円<br>(1) 担い手支援資金借入金損失補償 207,416,100円<br>(令和4年度末補償残高 207,416,100円) |  |                        |                             |
| 監査結果           | <b>【指導事項】</b><br>1 正確な財務諸表の作成<br>財務諸表のうち、財産目録、収支計算書及び注記の記載内容に誤りがありますので、正確な内容に修正の上、その内容を理事会等で報告し、修正後の財産目録等を改めて県に提出してください。   |  |                        |                             |

|                |   |  |                        |                            |
|----------------|---|--|------------------------|----------------------------|
| 監査団体名          | 公益財団法人長野県暴力追放県民センター   |  |                        | No. 6                      |
| 団体所在地          | 長野市大字南長野南県町 685-2 長野県食糧会館   |  |                        |                            |
| 監査年月日          | 令和5年11月9日   | 所管部局   | 警察本部                   |                            |
| 団体の概要          | 代表者   | 理事長 碓井 稔   |                        |                            |
|                | 設立年月日   | 平成3年5月1日   | 資本金等                   | 基本財産 347,591,221円          |
|                | 主な事業の内容   | 1 暴力団追放のための広報啓発事業<br>2 暴力団追放のための地域及び職域における活動に対する協力支援事業<br>3 暴力団に関する相談事業<br>4 少年に対する暴力団の影響を排除するための支援事業<br>5 暴力団から離脱する意思を有する者に対する援助事業 ほか |                        |                            |
|                | 令和4年度決算状況   | 収益 26,564,477円<br>費用 25,323,653円   | 当期正味財産増減額<br>当期末正味財産残高 | 1,240,824円<br>368,584,981円 |
| 監査対象<br>(財政援助) | 1 出資金 (県出資割合 57.8%) 346,000,000円<br>2 補助金 6,565,000円<br>(1) 長野県暴力追放県民センター補助金 6,565,000円 |  |                        |                            |

|      |  |
|------|--|
| 監査結果 | <b>【指導事項】</b><br>1 定款の改正<br>ア 定款第23条第3項で「理事長及び専務理事をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。」と規定していますが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48条。以下「法人法」という。）第91条第1項第2号は代表理事以外の業務執行理事を規定していますので、改善してください。<br>イ 法人法第153条第1項第6号に規定する定款の必要的記載事項のうち、設立時評議員、設立時理事及び設立時監事の選任に関する事項を定款に記録していませんので、改善してください。 |
|      | 2 事務局長の任命<br>定款第40条第3項で「事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。」と規定していますが、令和5年4月1日に就任した事務局長は理事会の承認を得ていませんので、改善してください。  |
|      | 3 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程の改正<br>報酬等に関する規程第8条で「この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。」と規定していますが、令和4年3月16日の理事会で承認した報酬規程の改正を評議員会が議決していませんので、改善してください。  |
|      | <b>【検討事項】</b><br>1 理事長（代表理事）の選定<br>令和4年6月9日開催の評議員会で選任（改選）された役員について、令和4年6月28日まで理事長（代表理事）が選定されていませんでしたので、役員の次期改選期には、理事長選定までの空白期間をできるだけ短縮するよう、評議員会及び理事会の開催スケジュールを検討してください。  |

|                |  |  |       |                   |
|----------------|--|--|-------|-------------------|
| 監査団体名          | 公益社団法人長野県トラック協会  |  |       | No. 7             |
| 団体所在地          | 長野市大字南長池 710-3   |  |       |                   |
| 監査年月日          | 令和5年11月9日  | 所管部局   | 企画振興部 |                   |
| 団体の概要          | 代表者  | 会長 小池 長  |       |                   |
|                | 設立年月日  | 昭和49年5月4日  | 資本金等  | 基本財産 716,642,109円 |
|                | 主な事業の内容  | 1 貨物自動車運送事業に関する指導、調査及び研究、近代化合理化のための事業、貨物自動運送事業者の全国団体に対する出捐<br>2 法令及び税制に関する調査、研究<br>3 行政庁の行う貨物自動車運送事業法その他の法令の施行の措置に対する協力<br>4 貨物自動車運送事業法に基づく、地方貨物自動車運送適正化事業<br>5 貨物自動車運送事業の社会的、経済的地位の向上に寄与する施策と宣伝、啓蒙 ほか |       |                   |
| 令和4年度決算状況      | 収益 504,171,840円<br>費用 490,010,235円   | 当期正味財産増減額 14,161,605円<br>当期末正味財産残高 1,785,917,734円  |       |                   |
| 監査対象<br>(財政援助) | 1 補助金 600,937,000円<br>(1) 運輸事業振興助成補助金 291,140,000円<br>(2) 貨物自動車運送事業価格転嫁促進事業補助金 13,477,000円<br>(3) 貨物自動車運送事業者エコタイヤ導入支援事業補助金 296,320,000円<br>(うち令和5年度繰越額：決算未算入) (238,436,950円) |  |       |                   |

|   |  |
|---|--|
| 監査結果  | 【指導事項】   |
|   | 1 経理規程の改正等<br>ア 収支予算書（収支計算書）に係る会計区分のうち霊柩部会及び青年部会については、経理規程に拠らない会計処理を行っていますので、改善してください。<br>イ 経理規程第27条で「物品とは、事務用品、切手、収入証紙、収入印紙等をいう」と規定し、第28条第2項で「物品の受け払いについては、その個々の受け払いの記録を物品受払台帳に記入しなければならない」と規定していますが、事務用品については物品受払台帳が整備されていないので、改善してください。 |
|   | 2 役員の選任決議<br>定款第18条第3項で「理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議（総会の決議）を行わなければならない」と規定していますが、令和5年6月19日に開催した通常総会において、複数人の理事及び監事の選任を一括で決議していましたので、改善してください。   |
| 3 財務諸表に対する注記<br>財務諸表に対する注記の「1 重要な会計方針」の「(2) その他有価証券」については、「公益法人会計基準の運用指針（平成20年4月内閣府公益等認定委員会）により「有価証券の評価基準及び評価方法」について注記すべきですので、改善してください。 |  |



|                |                                 |   |                              |                   |
|----------------|---------------------------------|---|------------------------------|-------------------|
| 監査団体名          | 一般社団法人長野県山岳協会事業管理               |   | No. 8                        |                   |
| 団体所在地          | 大町市平 2161-4                     |   |                              |                   |
| 監査年月日          | 令和5年11月8日                       | 所管部局  | 観光部                          |                   |
| 団体の概要          | 代表者                             | 代表理事 杉田 浩康  |                              |                   |
|                | 設立年月日                           | 令和2年4月1日  |                              |                   |
|                | 主な事業の内容                         | 1 指定管理者として指定を受けた長野県山岳総合センターの管理運営<br>2 旅行業法に基づく旅行業<br>3 長野県山岳協会の協会員を対象とした知識・技術向上の研究会や講習会の開催 ほか |                              |                   |
|                | 令和4年度決算状況                       | 収益<br>費用  | 31,457,223 円<br>29,630,013 円 | 当期純利益<br>当期末利益剰余金 |
| 監査対象<br>(財政援助) | 1 指定管理料<br>(1) 長野県山岳総合センター指定管理料 |   | 27,018,000 円<br>27,018,000 円 |                   |

|      |   |
|------|---|
| 監査結果 | 指摘事項等はありませんでした。                             |
|      | 【観光部に対する検討事項】 (P33)<br>(備品登録されていない物品の適切な管理) |

## 2 書面監査

|                |  |   |                 |                                 |
|----------------|--|---|-----------------|---------------------------------|
| 監査団体名          | 長野県住宅供給公社  |   |                 | No. 9                           |
| 団体所在地          | 長野市大字南長野南県町 1003- 1  |   |                 |                                 |
| 監査年月日          | 令和5年12月18日   | 所管部局  | 建設部             |                                 |
| 団体の概要          | 代表者  | 理事長 関 昇一郎   |                 |                                 |
|                | 設立年月日  | 昭和30年3月24日  | 資本金等            | 出資金 60,560,000円                 |
|                | 主な事業の内容  | 1 住宅の建設及び譲渡<br>2 住宅の賃貸及び管理<br>3 住宅の造成、賃貸及び譲渡<br>4 居住者の利便施設の建設、賃貸、管理及び譲渡<br>5 委託による住宅等の建設、賃貸及び管理 |                 |                                 |
|                | 令和4年度決算状況  | 収益 3,572,004,268円<br>費用 3,372,253,753円  | 当期増加額<br>当期末剰余金 | 199,750,515円<br>13,013,061,056円 |
| 監査対象<br>(財政援助) | 1 出資金 (県出資割合 100%) 60,560,000円<br>2 負担金 10,399,120円<br>(1) 地方職員共済組合団体共済部地方公共団体負担金 10,399,120円<br>3 管理経費 2,587,097,169円<br>(1) 県営住宅管理経費 2,156,122,298円<br>(2) 県職員宿舍管理経費 430,974,871円          |   |                 |                                 |
| 監査結果           | <b>【検討事項】</b><br>1 理事会における委任状の取り扱い<br>定款第15条第2項で「理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。」、同条第3項で「理事会の議事は、(中略)出席理事の過半数をもって決し(後略)」と規定していますが、根拠が不明確なまま委任状を提出した理事を出席理事に計数して議決権行使を認めていますので、明確にするよう検討してください。 |   |                 |                                 |
| 意見             | 1 内部統制の充実 (P32)<br>(県出資等外郭団体共通)  |   |                 |                                 |

|                |                               |  |                       |                          |
|----------------|-------------------------------|--|-----------------------|--------------------------|
| 監査団体名          | 一般財団法人長野県林業用苗木安定基金協会          |  |                       | No. 10                   |
| 団体所在地          | 長野市大字中御所字岡田 30-16 長野県林業センタービル |  |                       |                          |
| 監査年月日          | 令和5年12月18日                    | 所管部局   | 林務部                   |                          |
| 団体の概要          | 代表者                           | 理事長 神戸 直日  |                       |                          |
|                | 設立年月日                         | 昭和57年1月22日   | 資本金等                  | 出捐金 40,000,000円          |
|                | 主な事業の内容                       | 1 残苗補償のための基金の造成及び管理<br>2 優良種苗造林の普及に関する事業<br>3 優良種苗の生産及び出荷の総合調整に関する調査研究<br>4 優良種苗の生産及び管理のための技術指導 ほか |                       |                          |
|                | 令和4年度決算状況                     | 収益 85,686円<br>費用 213,400円  | 当期正味財産増減額<br>正味財産期末残高 | △127,714円<br>41,368,841円 |
| 監査対象<br>(財政援助) | 1 出資金 (県出資割合 75.0%)           |  |                       | 30,000,000円              |
| 監査結果           | 指摘事項等はありませんでした。               |  |                       |                          |

|                |                     |   |                     |                             |
|----------------|---------------------|---|---------------------|-----------------------------|
| 監査団体名          | 株式会社長野協同データセンター     |   |                     | No. 11                      |
| 団体所在地          | 長野市大字安茂里 1089       |   |                     |                             |
| 監査年月日          | 令和5年12月18日          | 所管部局  | 産業労働部               |                             |
| 団体の概要          | 代表者                 | 代表取締役 滝澤 恵  |                     |                             |
|                | 設立年月日               | 平成2年10月25日  | 資本金等                | 資本金 100,000,000円            |
|                | 主な事業の内容             | 1 ソフトウェア開発、販売、リース<br>2 情報処理サービスに関する業務<br>3 空中写真測量に関する業務<br>4 地上測量、土木設計に関する業務<br>5 地図作成及び各種印刷に関する業務 ほか |                     |                             |
|                | 令和4年度決算状況           | 収益 424,139,862円<br>費用 392,114,171円  | 当期純利益<br>当期末繰越利益剰余金 | 32,025,691円<br>169,117,482円 |
| 監査対象<br>(財政援助) | 1 出資金 (県出資割合 30.0%) |   |                     | 30,000,000円                 |

|      |   |
|------|---|
| 監査結果 | 【検討事項】  |
|      | 1 内部規程の整備<br>当社の各種事務処理は、原則として代表取締役社長の決裁で実施されていますが、適正な業務分担と会計処理等ルール明確化により、処理の迅速・効率化等や内部けん制が機能する体制の構築が期待されるため、事務処理（決裁権限含む）や会計処理に係る内部規程の整備を検討してください。 |

|                |                               |  |                 |                             |
|----------------|-------------------------------|--|-----------------|-----------------------------|
| 監査団体名          | 長野県土地開発公社                     |  |                 | No. 12                      |
| 団体所在地          | 長野市大字南長野字幅下 667-6 長野県土木センタービル |  |                 |                             |
| 監査年月日          | 令和5年12月18日                    | 所管部局   | 建設部             |                             |
| 団体の概要          | 代表者                           | 理事長 池田 秀幸  |                 |                             |
|                | 設立年月日                         | 昭和48年6月1日  | 資本金等            | 出資金 19,000,000円             |
|                | 主な事業の内容                       | 1 県からの委託に基づく公共用地、公用地等の先行取得及び造成<br>2 県等からの委託に基づく、用地取得のあっせん、調査等の受託<br>3 取得した代行用地の管理及び処分 ほか |                 |                             |
|                | 令和4年度決算状況                     | 収益 797,464,468円<br>費用 785,064,314円   | 当期純利益<br>当期末準備金 | 12,400,154円<br>696,151,613円 |
| 監査対象<br>(財政援助) | 1 出資金(県出資割合 100%)             |  |                 | 19,000,000円                 |

|      |   |
|------|---|
| 監査結果 | <p><b>【指導事項】</b></p> <p>1 財務規程の改正<br/>財務規程に「隔地払い」等現在は運用されていない取扱いに関する規定、備品と有形固定資産の取扱いが重複している規定及び長野県財務規則等を引用している条文で読み替えが不十分な規定等がありますので、改善してください。</p> <p>2 社会保険料個人負担分の会計処理<br/>社会保険料個人負担分の預り金を簿外で会計処理していますが、一般的に簿外処理は会計不正のリスクが高いと考えられますので、改善してください。</p>  |
|      | <p><b>【検討事項】</b></p> <p>1 常勤理事の報酬(給与)<br/>給与規程第2条で「常勤の理事に支給する給与は、理事長がこれを定める」と規定していますが、近年の常勤理事は理事長のみであり、自らの給与を自らが定める規定であるため、改善を検討してください。</p> <p>2 総務理事に係る規定<br/>定款第8条第2項で「理事長、副理事長及び総務理事は、理事のうちから、長野県知事が選任する。」と規定していますが、近年は選任されず欠員が続いています。事務処理規程で総務理事の専決事項等を規定していますが、今後も選任される見込みがないなら、実状に合わせて定款等を改正するよう検討してください。</p> |

|            |                         |  |  |                 |
|------------|-------------------------|--|--|-----------------|
| 監査団体名      | 一般財団法人塩尻・木曾地域地場産業振興センター |  |  | No. 13          |
| 団体所在地      | 塩尻市大字木曾平沢 2272-7        |  |  |                 |
| 監査年月日      | 令和5年12月18日              | 所管部局   | 産業労働部  |                 |
| 団体の概要      | 代表者                     | 理事長 百瀬 敬   |  |                 |
|            | 設立年月日                   | 平成4年8月19日  | 資本金等   | 出資金 31,000,000円 |
|            | 主な事業の内容                 | 1 薬種及び酒類の販売を含む塩尻・木曾地域の地場製品の普及や消費者の啓発等、需要開拓に関する事業<br>2 生産者の資質の向上や後継者の育成等、人材育成に関する事業<br>3 新商品、新技術、新デザイン等の開発及び研究に関する事業<br>4 産地活性化のための各種調査並びに各種情報の収集、処理及び提供に関する事業 ほか |  |                 |
|            | 令和4年度決算状況               | 収益 220,996,949円<br>費用 209,036,697円   | 当期正味財産増減額 11,960,252円<br>当期末正味財産残高 64,384,510円 |                 |
| 監査対象(財政援助) | 1 出資金(県出資割合 32.3%)      |  |  | 10,000,000円     |

|      |   |
|------|---|
| 監査結果 | <b>【指導事項】</b><br>1 利益相反取引の承認<br>当センターの理事長は塩尻市長であり、市から当センターが道の駅ならかわの指定管理者に指定されて管理運営している行為は利益相反取引に該当しますが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)第84条第1項及び第197条の規定による理事会の承認を受けていませんので、改善してください。<br>また、他にも理事会の承認が必要な取引がないか確認してください。 |
|      | <b>【検討事項】</b><br>1 評議員及び役員の選任(欠格事由確認)<br>評議員会及び役員の選任に当たり、候補者が法人法第65条等に規定する欠格事由に該当しないことを確認していませんので、誓約書を徴する等の方法で確認するよう検討してください。   |

|            |                    |  |                        |                              |
|------------|--------------------|--|------------------------|------------------------------|
| 監査団体名      | 公益財団法人南信州・飯田産業センター |  |                        | No. 14                       |
| 団体所在地      | 飯田市座光寺 3349- 1     |  |                        |                              |
| 監査年月日      | 令和5年12月18日         | 所管部局   | 産業労働部                  |                              |
| 団体の概要      | 代表者                | 理事長 佐藤 健   |                        |                              |
|            | 設立年月日              | 昭和58年7月29日   | 資本金等                   | 出資金 17,000,000円              |
|            | 主な事業の内容            | 1 新製品又は新技術開発の研究支援に関する事業<br>2 デザイン開発又はブランド化支援に関する事業<br>3 地場産品普及のための展示、販売、実演等の支援に関する事業<br>4 人材養成のための教育研修及び実習に関する事業<br>5 産業技術に関する試験、検査、分析、評価、証明書等の発行及び技術的支援等に関する事業<br>6 産業センター、工業技術センター、飯田EMCセンター、航空宇宙産業クラスター拠点施設の管理運営に関する事業 ほか |                        |                              |
|            | 令和4年度決算状況          | 収益 266,299,917円<br>費用 326,856,985円   | 当期正味財産増減額<br>当期末正味財産残高 | △60,557,068円<br>520,349,642円 |
| 監査対象(財政援助) | 1 出資金(県出資割合 29.4%) |  |                        | 5,000,000円                   |

|      |   |
|------|---|
| 監査結果 | <p><b>【指導事項】</b></p> <p>1 現金の取扱い<br/> 会計規程第13条第2項アに規定する現金預金出納帳を作成していませんので、作成してください。<br/> また、現金の管理責任者、保管方法、出納手続き、現金有高と帳簿残高の照合等の取扱いについて、会計規程に規定するよう検討してください。</p> <p>2 役員変更登記<br/> 定款第24条第6項で「理事又は監事に異動があった時は、2週間以内に登記し」と規定していますが、令和4年6月29日開催の評議員会で選任(重任又は新任)された役員について、2週間以内に登記していませんでしたので、改善してください。</p> <p>3 利益相反取引の承認<br/> 当センターの理事長は南信州広域連合長であり、当該広域連合から当センターがエス・バードの指定管理者に指定されて管理運営している行為は利益相反取引に該当しますが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)第84条第1項及び第197条の規定による理事会の承認を受けていませんので、改善してください。<br/> また、他にも理事会の承認が必要な取引がないか確認してください。</p> |
|      | <p><b>【検討事項】</b></p> <p>1 理事長(代表理事)の選定<br/> 令和4年6月29日開催の評議員会で選任(改選)された役員について、令和4年7月11日開催の理事会まで理事長(代表理事)が選定されていませんでしたので、役員の次期改選期には、理事長選定までの空白期間をできるだけ短縮するよう、評議員会及び理事会の開催スケジュールを検討してください。</p> <p>(次頁へ続く)</p>  |

|             |  |
|-------------|--|
| <b>監査結果</b> | <p>(前頁から続き)</p> <p>2 評議員及び役員の選任（欠格事由確認）<br/>評議員会及び役員の選任に当たり、候補者が法人法第65条等に規定する欠格事由に該当しないことを確認していませんので、誓約書を徴する等の方法で確認するよう検討してください。</p> |
|-------------|--|



|                |                          |   |               |                 |
|----------------|--------------------------|---|---------------|-----------------|
| 監査団体名          | 一般社団法人長野市医師会             |   |               | No. 15          |
| 団体所在地          | 長野市若里 7-1-5              |   |               |                 |
| 監査年月日          | 令和5年12月18日               | 所管部局  | 健康福祉部         |                 |
| 団体の概要          | 代表者                      | 会長 釜田 秀明  |               |                 |
|                | 設立年月日                    | 昭和22年11月1日  |               |                 |
|                | 主な事業の内容                  | 1 医道の高揚に関する事項<br>2 公衆衛生の啓発指導に関する事項<br>3 医療の普及及び指導に関する事項<br>4 医学の振興に関する事項<br>5 医学教育及び生涯教育に関する事項<br>6 地域医療及び保健医療に関する事項<br>7 看護師等養成に関する事項 ほか |               |                 |
|                | 令和4年度決算状況                | 収益  | 395,586,253 円 | 当期正味財産増減額       |
|                | 費用                       | 378,427,102 円   | 当期末正味財産残高     | 1,290,463,458 円 |
| 監査対象<br>(財政援助) | 1 補助金                    | 47,015,000 円  |               |                 |
|                | (1) 看護師等養成所運営費補助金        | 46,094,000 円  |               |                 |
|                | (2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 | 551,000 円   |               |                 |
|                | (3) 看護師等養成所光熱費支援金        | 370,000 円   |               |                 |
|                | 2 負担金                    | 7,776,900 円   |               |                 |
|                | (1) 授業料等減免費負担金           | 7,776,900 円   |               |                 |

|      |  |
|------|--|
| 監査結果 | <p><b>【指導事項】</b></p> <p>1 書面による理事会決議<br/>定款第 37 条第 3 項の規定により令和4年8月4日に書面で理事会決議していますが、監事に異議がないことを確認していませんので、改善してください。</p> <p>2 出納責任者等の任命<br/>会計処理規程第 19 条に規定する出納責任者、同規程第 30 条に規定する固定資産管理責任者及び同規程第 33 条に規定する物品管理責任者を置いていませんので、改善してください。<br/>なお、各責任者の任命方法等について定款等に規定するとともに、法人の運営実態等を勘案して、物品管理責任者の設置の必要性について、検討してください。</p> <p><b>【検討事項】</b></p> <p>1 会計監査人の取り扱い<br/>当会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第 62 条の規定による会計監査人の設置義務はありませんが、従来から公認会計士による監査を受けて「独立監査人の監査報告書」を総会に報告しています。しかし、任意設置であるため法人法に規定する運用をしていませんが、法人法の趣旨等を踏まえ、定款等に規定して法人法に定める会計監査人として取り扱うよう、検討してください。</p> |
|------|--|

|                |   |  |                           |  |
|----------------|---|--|---------------------------|--|
| 監査団体名          | 学校法人東海大学 (東海大学附属諏訪高等学校)   |  |                           | No. 16   |
| 団体所在地          | 東京都渋谷区富ヶ谷2-10-2   |  |                           |  |
| 監査年月日          | 令和5年12月18日  | 所管部局   | 県民文化部                     |  |
| 団体の概要          | 代表者   | 理事長 松前 義昭  |                           |  |
|                | 設立年月日   | 昭和17年12月26日  | 資本金等                      | 基本金 449,443,561,151円   |
|                | 主な事業の内容   | 1 以下の学校等の運営<br>ア 東海大学<br>イ 東海大学附属高等学校・中等部・小学校 (全国14校)<br>ウ 認定こども園 (全国4園)<br><br><長野県内><br>東海大学附属諏訪高等学校 |                           |  |
|                | 令和4年度決算状況   | 収入 855,956,922円<br>支出 915,820,537円<br>(附属諏訪高等学校のみ)   | 基本金組入前当期収支差額 △59,863,615円 |  |
| 監査対象<br>(財政援助) | 1 補助金<br>(1) 学校法人補助金 (私立高等学校教育振興費補助金)<br>(2) 私立高等学校授業料等軽減事業補助金<br>(3) 結核健康診断事業補助金<br>(4) 私立学校価格高騰対策支援金<br><br>2 交付金<br>(1) 私立高等学校等就学支援金<br>(2) 私立高等学校等就学支援金事務費交付金 |  |                           | 305,210,070円<br>302,443,000円<br>1,568,000円<br>216,070円<br>983,000円<br><br>169,873,300円<br>169,449,300円<br>424,000円 |
| 監査結果           | 指摘事項等はありませんでした。   |  |                           |  |

|                        |  |  |  |                    |
|------------------------|--|--|--|--------------------|
| 監査団体名                  | 学校法人篠ノ井学園（長野俊英高等学校ほか）                                  |  |  | No. 17             |
| 団体所在地                  | 長野市篠ノ井布施高田字佃 932-1                                     |  |  |                    |
| 監査年月日                  | 令和5年12月18日   | 所管部局   | 県民文化部  |                    |
| 団体の概要                  | 代表者  | 理事長 窪田 英一  |  |                    |
|                        | 設立年月日  | 昭和35年2月1日  | 資本金等   | 基本金 4,483,392,206円 |
|                        | 主な事業の内容  | 1 以下の学校等の運営<br>ア 長野俊英高等学校<br>イ 篠ノ井幼稚園<br>ウ 南長野幼稚園<br>エ 東長野幼稚園<br>オ 俊英幼稚園 |  |                    |
|                        | 令和4年度決算状況  | 収入 910,390,361円<br>支出 963,826,319円                                       | 基本金組入前当期収支差額 △53,435,958円<br>翌年度繰越収支差額 3,356,121,812円<br>（基本金当期末残高を除く） |                    |
| 監査対象<br>（財政援助）         | 1 補助金  | 355,322,100円   |  |                    |
|                        | (1) 学校法人補助金（私立高等学校教育振興費補助金）                            | 207,537,000円   |  |                    |
|                        | (2) 学校法人補助金（私立幼稚園教育振興費補助金）                             | 140,716,000円   |  |                    |
|                        | (3) 私立高等学校授業料等軽減事業補助金                                  | 2,050,100円   |  |                    |
|                        | (4) 教育支援体制整備事業補助金（幼児教育の質の向上のための緊急環境整備（新型コロナウイルス感染症対策）） | 153,000円   |  |                    |
|                        | (5) 教育支援体制整備事業補助金（園務改善のためのICT化支援事業）                    | 887,000円   |  |                    |
|                        | (6) 私立学校価格高騰対策支援金                                      | 1,301,000円   |  |                    |
|                        | (7) 私立幼稚園教員処遇改善支援事業補助金                                 | 315,000円   |  |                    |
|                        | (8) 教育支援体制整備事業補助金（幼稚園の教育体制支援事業）                        | 1,082,000円   |  |                    |
|                        | (9) 私立学校情報機器整備費補助金                                     | 958,000円   |  |                    |
|                        | (10) 学校保健特別対策事業費補助金（学校等における感染症対策等支援事業）                 | 165,000円   |  |                    |
|                        | (11) 学校保健特別対策事業費補助金（感染症流行下における学校教育活動体制整備事業）            | 158,000円   |  |                    |
| 2 交付金                  | 125,788,172円   |  |  |                    |
| (1) 私立高等学校等就学支援金事務費交付金 | 431,000円   |  |  |                    |
| (2) 私立高等学校等就学支援金       | 125,357,172円   |  |  |                    |
| 監査結果                   | 指摘事項等はありませんでした。  |  |  |                    |

|                |                            |  |             |             |
|----------------|----------------------------|--|-------------|-------------|
| 監査団体名          | 一般社団法人長野県商工会議所連合会          |  |             | No. 18      |
| 団体所在地          | 長野市七瀬中町 276 長野商工会議所ビル      |  |             |             |
| 監査年月日          | 令和5年12月18日                 | 所管部局   | 産業労働部       |             |
| 団体の概要          | 代表者                        | 会長 水野 雅義   |             |             |
|                | 設立年月日                      | 昭和25年11月30日  |             |             |
|                | 主な事業の内容                    | 1 県内商工会議所の事業の連絡調整をする事業<br>2 県内商工会議所の意見を統合してこれを公表し、国会関係、官公庁等に対し具申し、又は建議する事業<br>3 県内商工会議所の事業に関し、日本商工会議所、各種商工団体、関係官公庁等との連絡調整をする事業<br>4 小規模企業の経営支援事業、その他商工業の経営及び技術の改善支援に関する事業<br>5 商工業に関する調査研究を行い、資料及び情報を収集、提供する事業<br>ほか |             |             |
|                | 令和4年度決算状況                  | 収益   | 68,208,759円 | 当期正味財産増減額   |
|                | 費用                         | 62,784,322円  | 当期末正味財産残高   | 18,724,526円 |
| 監査対象<br>(財政援助) | 1 補助金、助成金                  |  |             | 43,260,912円 |
|                | (1) 小規模事業経営支援事業費補助金        |  |             | 14,940,000円 |
|                | (2) 長野県中小企業エネルギーコスト削減事業助成金 |  |             | 28,830,912円 |

|      |   |
|------|---|
| 監査結果 | <b>【指導事項】</b><br>1 監事の監査報告<br>ア 定款第39条第1項で「事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。」と規定していますが、令和4年5月18日の書面による理事会の事業報告及び決算の承認において、監事の監査を受けたことが確認できません（監査報告書が議案資料にない）ので、改善してください。<br>イ 令和5年5月10日付け監査報告書の令和4年度の事業報告等の監査結果に、「内部統制システムの整備に関する理事会決議及びその体制下の理事の職務の執行は、相当であると認めます。」と記載されていますが、該当する理事会決議は存在しませんので、改善してください。 |
|      | 2 役員の選任決議<br>定款第17条第3項で「理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議（総会の決議）を行わなければならない」と規定していますが、令和5年6月13日に開催した通常総会において、複数人の理事及び監事の選任を一括で決議していましたので、改善してください。   |
|      | 3 書面決議に係る理事会議事録<br>書面決議に係る理事会の議事録について、議事録の作成に係る職務を行った理事は会長以外の理事としていますが、定款第36条第2項で「出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。」と規定されており、会長が理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をしていますので、議事録は会長が作成してください。   |
|      | (次頁へ続く)   |

|   |  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">監査結果</p> | <p style="text-align: center;">(前頁から続き)</p> <p>4 決算の理事会承認<br/> 令和4年5月18日の書面による理事会の決算の承認において、定款第39条第1項第5号に規定する貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書が承認されていませんので、改善してください。</p> <p><b>【検討事項】</b></p> <p>1 会計処理規程等の改正<br/> 会計処理規程及び事務処理規程に係る以下の事項を踏まえ、規定の改正等を検討してください。</p> <p>ア 会計処理規程第11条第2項で「事業計画及び予算は、主務官庁に届け出なければならない。」と規定しているが、届け出していないこと。</p> <p>イ 会計処理規程第16条第2項に規定する出納に使用する印鑑の「保管押印責任者」及び同規程第21条に規定する「固定資産の管理責任者」が明確ではないこと。</p> <p>ウ 事務処理規程第3条の事務局長に係る規程で、定款の引用条文が適当ではないこと。</p> <p>2 事業計画及び収支予算<br/> 定款第38条第1項で「本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。」と規定し、同条第2項で「会長は、前項の収支予算が成立するまでの間の暫定予算書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。」と規定しています。実際の運用は例年6月に開催する通常総会で収支予算書等の承認を受けることが常態化し、総会決議前に理事会決議した事業計画に従って事業を実施しており、理事会でも「暫定予算」として承認していませんので、実態に即した規定とするか運用を改善するよう検討してください。</p> |
| <p style="text-align: center;">意見</p>   | <p>1 会計不正の再発防止<br/> 令和5年度に県内商工団体の青年部会計における横領事件が発生し、これを受けて県は、令和5年5月29日付けで長野県産業労働部長通知「適正な事務の執行について」を当会及び県内商工関係団体等の長あて発出し、再発防止に努めて適正な事務の執行を徹底するよう依頼しました。</p> <p>当会においては当該通知を踏まえ、会員である県内商工会議所と連携して、以下の事項等を参考に会計不正の再発防止に努めてください。</p> <p>ア 青年部及び女性会等（以下「青年部等」という。）を商工会議所本体（以下「本会」という。）の組織として定款に明確に規定するとともに、本会の規程が適用できない事項は、適正な運営（特に会計処理）に必要な規程等を整備すること。</p> <p>イ 本会が主導して、青年部等の運営組織のガバナンス（特に内部けん制）が適正に機能する運営（特に会計処理）体制を確立するとともに、役職員を対象にコンプライアンスに係る教育を実施すること。</p> <p>ウ 青年部等の決算を本会の決算に組み入れた上で本会の監事監査や内部監査の対象にするとともに、例として青年部等の役員等を本会の常議員に選任する等、本会が適切に関与する体制を構築すること。</p>  |

|                |                           |  |              |                              |
|----------------|---------------------------|--|--------------|------------------------------|
| 監査団体名          | 茅野商工会議所                   |  |              | No. 19                       |
| 団体所在地          | 茅野市塚原 1-3-20              |  |              |                              |
| 監査年月日          | 令和5年12月18日                | 所管部局   | 産業労働部        |                              |
| 団体の概要          | 代表者                       | 会頭 金子 好成   |              |                              |
|                | 設立年月日                     | 昭和41年11月8日   |              |                              |
|                | 主な事業の内容                   | 1 商工会議所として意見の公表、国会、行政庁等への具申、建議<br>2 商工業に関する調査研究、情報及び資料の収集又は刊行<br>3 商工業に係る事項に関する証明、鑑定又は検査、輸出品の原産地証明<br>4 商工業に関する施設の設置、維持又は運用<br>5 商工業に関する講演会又は講習会の開催 ほか |              |                              |
|                | 令和4年度決算状況                 | 収入 173,833,850 円   | 当期収支差額       | △ 943,406 円                  |
|                | 支出 174,777,256 円          | 次期繰越収支差額   | 31,556,709 円 |                              |
| 監査対象<br>(財政援助) | 1 補助金<br>(1) 小規模事業支援事業補助金 |  |              | 47,921,000 円<br>47,921,000 円 |

|      |   |
|------|---|
| 監査結果 | 【指導事項】  |
|      | 1 商工業者法定台帳（法定台帳）の訂正<br>商工会議所法第10条第5項及び定款第26条第3項の規定により毎年9月30日までに訂正すべき法定台帳の訂正完了時期が期限を超過していましたので、今後は期限を遵守してください。 |

|                |                  |   |                      |                    |
|----------------|------------------|---|----------------------|--------------------|
| 監査団体名          | 戸倉上山田商工会         |   |                      | No. 20             |
| 団体所在地          | 千曲市大字戸倉 1750     |   |                      |                    |
| 監査年月日          | 令和5年12月18日       | 所管部局  | 産業労働部                |                    |
| 団体の概要          | 代表者              | 会長 高村 秋光  |                      |                    |
|                | 設立年月日            | 昭和35年6月10日  |                      |                    |
|                | 主な事業の内容          | 1 商工業に関する相談及び指導<br>2 商工業に関する調査研究、情報及び資料の収集又は刊行<br>3 商工業に関する講習会又は講演会の開催<br>4 展示会、共進会等の開催、又はこれらの開催のあっせん<br>5 商工業に関する施設の設置、維持又は運用 ほか |                      |                    |
|                | 令和4年度決算状況        | 収入  | 61,404,822 円         | 当期収支差額 1,860,758 円 |
|                | 支出               | 59,544,064 円  | 次期繰越収支差額 4,074,557 円 |                    |
| 監査対象<br>(財政援助) | 1 補助金            |   |                      | 30,739,000 円       |
|                | (1) 小規模事業支援事業補助金 |   |                      | 27,239,000 円       |
|                | (2) 地域発元気づくり支援金  |   |                      | 3,500,000 円        |
| 監査結果           | 指摘事項等はありませんでした。  |   |                      |                    |

|                |  |   |             |                            |
|----------------|--|---|-------------|----------------------------|
| 監査団体名          | 長野県競技力向上対策本部                                     |   |             | No. 21                     |
| 団体所在地          | 長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁<br>(事務局：長野県教育委員会事務局スポーツ課) |   |             |                            |
| 監査年月日          | 令和5年12月18日                                       | 所管部局  | 教育委員会       |                            |
| 団体の概要          | 代表者  | 本部長 阿部 守一   |             |                            |
|                | 設立年月日  | 平成30年6月6日   |             |                            |
|                | 主な事業の内容  | 1 長野県競技力向上基本計画（以下「基本計画」という。）の策定及び基本計画を踏まえた競技力向上推進計画（以下「推進計画」という。）の策定<br>2 基本計画及び推進計画に基づく競技力向上対策事業の実施<br>3 競技力向上対策事業の進捗状況等の分析・評価並びにその結果を踏まえた基本計画及び推進計画の見直し<br>4 競技力向上対策に係る条件の整備 ほか |             |                            |
|                | 令和4年度決算状況  | 収入  | 92,834,455円 | 当期収支差額                     |
|                | 支出   | 91,237,070円   | 次期繰越収支差額    | 15,848,490円                |
| 監査対象<br>(財政援助) | 1 負担金<br>(1) 長野県競技力向上対策本部負担金                     |   |             | 92,834,000円<br>92,834,000円 |

|      |  |
|------|--|
| 監査結果 | 【検討事項】   |
|      | 1 予算の編成及び執行<br>例年6月に本部会議を開催して当該年度の収支予算が議決されており、事業年度始期の4月1日から本部会議議決までは予算が決定していないにもかかわらず事業が執行されていますので、事務局規程等の改正又は予算編成手続の改善を検討してください。<br>2 会計年度と出納閉鎖<br>規約第18条で会計年度を毎年4月1日から翌年3月31日までと規定していますが、当該期間経過後も出納していますので、規約の改正又は運用の改善を検討してください。 |



|                |   |  |              |                            |
|----------------|---|--|--------------|----------------------------|
| 監査団体名          | 信州キャンペーン実行委員会事務局                              |  |              | No. 22                     |
| 団体所在地          | 長野市中御所岡田町 131-4 ホテル信濃路<br>(事務局：一般社団法人長野県観光機構) |  |              |                            |
| 監査年月日          | 令和5年12月18日                                    | 所管部局   | 観光部          |                            |
| 団体の概要          | 代表者   | 会長 阿部 守一   |              |                            |
|                | 設立年月日   | 平成18年7月4日  |              |                            |
|                | 主な事業の内容                                       | 1 観光客への誘客宣伝に関する事業<br>2 観光客の受入体制の整備に関する事業<br>3 旅行商品造成に関する事業<br>4 観光情報の収集、提供及び観光関係機関との連携に関する事業 |              |                            |
|                | 令和4年度決算状況                                     | 収入   | 117,182,565円 | 前年度繰越金 20,362,146円         |
|                | 支出  | 117,182,565円   | 次年度繰越金 0円    |                            |
| 監査対象<br>(財政援助) | 1 負担金<br>(1) 信州キャンペーン実行委員会負担金                 |  |              | 59,144,164円<br>59,144,164円 |

|      |   |
|------|---|
| 監査結果 | <p><b>【検討事項】</b></p> <p>1 役員の選任<br/> 役員を所属及び職で充てていますが、実行委員会と役員は、民法第643条の委任の関係であると考えられますので、実行委員会からの就任依頼と受任者の就任承諾を明確にするよう検討してください。<br/> また、規約第6条第2項で「役員が任期の途中において、所属の職を辞した時は、当該役員の残任期間は当該所属の後任者をもって充てる。」と規定していますが、人事異動があった場合は遅滞なく報告を受け、就任依頼等の手続きを行うよう運用を検討してください。</p> <p>2 総会の運用等に係る規約<br/> 総会の運用等に係る規約の規定について、以下の事項の改正を検討してください。<br/> ア 総会の審議事項について、規約第9条第1項第1号で「事業計画及び予算、決算に関すること」と規定していますが、当該規定に「事業報告」を追加すること。<br/> イ 総会の成立要件について、規約第9条第3項で「総会は、会員の過半数の出席をもって開催する。」と規定していますが、実際の運用では、委任状の提出者や代理出席も出席者として計数していますので、この取り扱いを規約で明確に規定すること。<br/> ウ 令和4年度に書面で総会の審議・議決を行っていますが、書面決議の要件等について規約で明確に規定すること。</p> <p>3 実行委員会議の運用等に係る規約<br/> 実行委員会議について、実行委員会の業務執行を担う重要な組織として運用するのでしたら、成立要件及び決議要件について、規約で明確に規定することを検討してください。</p> <p>4 会計年度と出納閉鎖<br/> 規約第13条第2項で「会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。」と規定していますが、当該期間経過後も出納していますので、規約の改正又は運用の改善を検討してください。</p> |
|      |   |

|                |   |   |              |                |
|----------------|---|---|--------------|----------------|
| 監査団体名          | パラウェーブNAGANO実行委員会                               |   |              | No. 23         |
| 団体所在地          | 長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁<br>(事務局：長野県健康福祉部障がい者支援課) |   |              |                |
| 監査年月日          | 令和5年12月18日                                      | 所管部局  | 健康福祉部        |                |
| 団体の概要          | 代表者   | 委員長 福田 雄一   |              |                |
|                | 設立年月日   | 平成31年3月14日  |              |                |
|                | 主な事業の内容   | 1 誰もが楽しめるパラスポーツの普及、体験会、大会等のイベントの開催<br>2 地域におけるパラスポーツの拠点づくり<br>3 パラスポーツを支える人材育成<br>4 関係機関及び関係団体との連絡調整 ほか |              |                |
|                | 令和4年度決算状況                                       | 収入  | 14,577,614 円 | 次期繰越金 98,780 円 |
|                | 支出  | 14,478,834 円  |              |                |
| 監査対象<br>(財政援助) | 1 負担金   |   |              | 14,462,082 円   |
|                | (1) パラウェーブNAGANO推進事業負担金                         |   |              | 14,462,082 円   |
| 監査結果           | 指摘事項等はありませんでした。                                 |   |              |                |

## 第4 県出資等外郭団体に共通する意見

監査対象団体のうち、県出資等外郭団体<sup>(注)</sup>で過去の監査において「内部統制の充実」について意見を提出していない団体に対して、下表のとおり意見を提出しました。

| 意見提出対象団体             | 意見   |
|----------------------|--|
| No.9 長野県住宅供給公社 (P15) | <p>1 内部統制の充実</p> <p>地方自治体においては、地方自治法の改正に伴い、令和2年度から内部統制制度が導入されました。</p> <p>県出資等外郭団体は、自立した経営基盤の下で効果的かつ効率的な公共サービスを県と連携しながら提供するという公益的役割を担っています。</p> <p>このため、組織の体制として財務会計処理が担当者任せになっていないかなど、業務執行状況を再点検のうえチェック体制を強化するとともに、内部統制に関する規定やマニュアルの整備、職員に対する研修会の開催など内部統制の取組を推進してください。</p> |

### (注) 県出資等外郭団体

長野県出資等外郭団体「改革基本方針」(平成25年改訂版、平成25年2月8日)における次の団体を対象としています。(以下、「改革基本方針」から抜粋)

- 県が出資・出捐をしているすべての団体を原則として対象にする。
- 次のものは対象外とする。
  - ・ 地方自治法上の監査権限が無い県出資比率25%未満の団体のうち、
    - ① 民間放送局など民間が設立・運営の主体となっているもの
    - ② 設立後に職員の派遣や県からの財政支出が無いもの
  - ・ 全国規模の団体など事業活動が県域を越えるもの
  - ・ 別途審議会を設けているもの
- 未出資団体であっても、職員の派遣、反復・継続的な財政支出など県行政と密接な関係を有する団体は対象に含める。

## 第5 所管部局に対する監査結果及び意見

財政援助団体等監査を実施した団体に対する所管部局の関与に係る監査の結果及び意見は、以下のとおりです。

1 指摘事項 指摘事項はありませんでした。

2 指導事項 指導事項はありませんでした。

### 3 検討事項

| 所管部局等  | 検討事項   |
|--|--|
| 【所管部局(所管課)】<br>観光部<br>(山岳高原観光課)<br><br>【財政援助団体等(指定管理者)】<br>一般社団法人長野県山岳協会事業管理 (P14) | 【検討事項】<br>1 備品登録されていない物品の適切な管理<br>長野県山岳総合センターには、県の財産として適切に管理すべきと思われる著名登山家の貴重な書が複数展示されていますが、備品として管理されていないため、取得の経過や市場価値等を確認の上、必要に応じて備品登録して管理物品として指定管理者に適切に管理させるよう検討してください。 |

4 意見 意見はありませんでした。



しあわせ信州